

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月2日

北九州市保健福祉局保健所保健企画課

### 1 当該公募の趣旨

本業務は、「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下、「法」という。）及び「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」（以下、「要綱」という。）に基づく「公害診療（調剤）報酬請求書」（以下、「請求書」という。）と、「公害診療報酬明細書」、「公害調剤報酬明細書」及び「公害訪問看護報酬明細書」（以下、「明細書」という。）の点検及び北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会（以下、「診療報酬審査会」という。）の運営に関する業務であり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

### 2 業務の概要

#### （1）業務名

公害診療報酬点検業務

#### （2）業務内容

##### ①「請求書」及び「明細書」の点検

###### 1 記載事項点検

- ・医療機関コード、名称、所在地等
- ・認定番号、氏名、性別、生年、疾病名、診療開始日、診療実日数、転帰等
- ・入院明細書において、他疾病が主病での請求については、コードを記入

###### 2 点数事項点検

- ・疾病名と診療内容・医薬品の照合、単位・回数・点数等の確認、縦計・横計の検算
- ・増減の理由・増減額及び決定額の明細書への記入、査定連絡書の作成
- ・高額抗体製剤が投与されている患者に係る「明細書」の抽出（医科に限る）

※ 点数及び金額に誤りがあるものについては、明細書に緑色のボールペンで所要

の補正を行うこと。

### 3 公害医療機関への確認

- ・上記1及び2において、記載事項の不備又は記載内容の相違等が判明した場合は、必要に応じて公害医療機関に確認すること。
- ・問い合わせ事項のうち、公害医療機関からの回答待ち等で未確認の事項については、保健企画課担当者に連絡すること。

※ 確認は、点検期間中において保健企画課が提供する電話機を使用して行うこと。

### 4 診療報酬明細書と調剤報酬明細書を突き合わせ点検

#### 5 縦覧点検

- ・同一の被認定者に係る明細書を3ヶ月以上まとめて点検し、算定回数の不適切なものがないか、投薬・注射・検査の回数が過剰と認められるものがないか等を点検すること。
- ・個々の内容については、本市「診療報酬審査会 審査基準」を参照して行うこと。

### 6 過誤調整分、他保請求の点検

### 7 明細書の返戻

- ・記入もれ等の不備により返戻するものがあるときは、保健企画課担当者に連絡すること。

明細書の点検は、基本的には「診療報酬の算定方法を定める件」(厚生労働省告示)及び「診療報酬請求書等の記載要領等について」に基づいて行うが、次の点は他の医療保険と異なるので、留意すること。

- ・請求できる診療等は、認定疾病及びその続発症にかかるものに限られること。
- ・「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(平成4年環境庁告示)により、診療報酬1点当たりの単価及び公害疾患特掲診療費の規定がある。
- ・後期高齢者医療制度の適用はないこと。
- ・包括医療制度の適用はないこと。

令和8年度点検対象明細書見込件数 13,035件

【参考】

※ 令和7年度は見込

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
認定患者数（人）	775	759	744	723	700
点検件数（件）	14,720	14,375	14,153	13,883	13,452

② 診療報酬審査会の運営に関する業務

1 合同審査にかける事案の抽出

- ・高額分（入院：75万円以上、入院外：15万円以上、調剤：10万円以上）、点検上疑義があり合同審査に付すべきと思われるもの。

2 個別審査する明細書等の準備

- ・点検の際に、審査委員に確認すべき事項を付せんに記入
- ・薬剤師個別審査用レセプトを抽出

3 診療報酬審査会会場準備

4 診療報酬審査会（事前打合せを含む）への参加

- ・代表者を含む2名（ただし事前打合せは代表者1名）が参加

※ 審査委員からの質問（点検上の疑問等）に対して、適宜、詳細説明を行うこと。

5 合同審査の記録作成、審査結果の明細書への記入

6 審査委員の審査済印の有無の確認

③ 審査後の整理

1 審査済の「請求書」及び「明細書」の整理（医療機関 入院・入院外 別）

2 査定結果の報告

〔報告項目〕

- a 医療機関コード
- b 医療機関名
- c 認定番号
- d 患者氏名
- e 査定内容（診療・調剤内容、査定点数）
- f 査定理由

※ 保健企画課が定める報告様式へ記載

（保健企画課が準備するパソコンへの入力も可とする）

3 点検件数の報告

④ 前月分「請求書」のファイリング

北九州市公害医療機関コード順にまとめる。

⑤ 前月分「明細書」の認定患者別ファイリング

1 処理済の前月分の「明細書」を保健企画課キャビネットの認定患者別ファイルに収納（収納時、キャビネットの段を複数同時に開けて作業するなどして、キャビネットが転倒することがないよう安全管理に留意すること）。

2 3月～翌年2月診療分までを1年度分として、年度終了後にフォルダから取り出し、認定患者番号順に収納箱に移し替える。

⑥ 情報収集・整理と保健企画課への情報提供

1 医療機関等からの問い合わせに対する保健企画課への情報提供

2 保健企画課が指定した条件での患者リスト作成及び管理  
※ 点検上、必要となる情報について、収集・整理に努めること。

(3) 履行期間

令和8年4月13日～令和9年3月31日（概ね 各月5日）

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ③ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- ④ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ① 「法」及び「要綱」を熟知し、それに基づく公害診療（調剤）報酬請求書及び明細書の点検業務を遂行できる能力を有すること。
- ② 診療報酬審査会の運営を効率的かつ安定的に遂行できる能力を有すること。
- ③ 各月概ね5日間において、業務を完了できる人員を配置することができること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
担当課名 北九州市保健福祉局保健所保健企画課  
電話番号 093-522-8722 FAX 番号 093-522-8775

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年2月2日から令和8年2月17日まで（閏序日を除く。）の毎日、

8時15分から17時15分まで

② 提出場所

（1）に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成

添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこと

となつた当該業務委託の見積もり合わせを中止する場合がある。